

茨木市立いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進、相談機能強化事業 業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

茨木市立いのち・愛・ゆめセンターは、地域における福祉の向上や、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や、人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う地域の隣保館としての役割を担ってきた社会福祉施設である。茨木市立いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進、相談機能強化事業は、大阪府隣保館運営費等補助金交付要綱における特別事業として、公募型プロポーザル方式によって選定された法人に業務委託を行ってきた経緯があり、夜間・休日における開館や、民間のノウハウを活かした講座開設、並びに相談事業の実施など、多数の実績を有している。

これらを踏まえ、本業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する統括責任者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市立いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進、相談機能強化事業業務

(2) 業務の目的

地域住民相互の理解と交流を促進するとともに、様々な困難をかかえる方々への支援を通じて、対象者の自立を促進することを目的とする。

さらに、当該業務を通して、様々な人権課題や福祉・教育等における地域課題を発見し、その背景要因を含めた調査・研究を行うとともに、地域交流行事や住民相互の支援活動等を通して、排除や忌避のない地域コミュニティの育成を図る。

(3) 業務内容

地域交流促進講座として、休日に実施するなど、地域の実情に即した創意工夫のある講座を継続して開催し、地域住民相互の理解と交流を促進する。

また、生活面等で長期的、継続的な助言指導を必要とする対象者を支援するため、関係機関職員からなる支援方策検討会を開催し、その支援方策に基づき対象者の自立を促進する。

(4) 業務期間（契約期間）

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間（長期継続契約）

3 当該業務の予算要求額等（令和7～9年度）

- ①豊 川いのち・愛・ゆめセンター 2, 3 9 8, 0 0 0 円（税込）
- ②沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 2, 3 9 8, 0 0 0 円（税込）
- ③総持寺いのち・愛・ゆめセンター 2, 3 9 8, 0 0 0 円（税込）

この契約については、市議会の予算議決を要するため、議決が得られた後、契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかったときは、この見積は無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は、損害の責めを負わないものとする。

提案額（参考見積額）が、予算要求額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。今回徴取する次年度（以降）の参考見積額は参考に徴取するもので、次年度（以降）の契約を確約するものではない。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザル方式により候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地域交流促進又は相談支援の実績があり、本事業の趣旨を十分に理解し、事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施できる者であること。
- (3) 宗教活動及び政治活動を目的とした法人でないこと。
- (4) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 市が指定する「物品等入札参加資格審査申請提出書類」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本業務の実施に必要な期間、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。なお、当該登載により本市の他の入札等に参加することはできない。ただし、既に本市の物品等、又は建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。

6 説明会

- (1) 開催日時：令和7年2月27日（木）
午後2時から午後3時まで
- (2) 開催場所：茨木市役所 本館6階第1会議室

※説明会に参加しなかった者の本プロポーザルへの参加は認めない。

7 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式5）に質問事項、法人名、FAX番号、メールアドレス、担当者氏名を記載し、下記の提出期限までに電子メール（FAX）で受託を希望するいのち・愛・ゆめセンターごとに提出すること。

提出期限：令和7年3月3日（月）午後1時まで（必着）

提出先：	茨木市 市民文化部 人権・男女共生課 E-mail：jinken@city.ibaraki.lg.jp FAX：072(620)1725 茨木市立豊川いのち・愛・ゆめセンター E-mail：toyokawa_ai@city.ibaraki.lg.jp FAX：072(641)4804 茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター E-mail：sawaragi_ai@city.ibaraki.lg.jp FAX：072(637)0794 茨木市立総持寺いのち・愛・ゆめセンター E-mail：sojiji_ai@city.ibaraki.lg.jp FAX：072(622)8909
------	---

※ 電子メール（FAX）以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日時に本市ホームページに掲載する。

回答日時：令和7年3月5日（水）午後3時から

掲載場所：茨木市HP 各いのち・愛・ゆめセンターのページ

8 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式1）に必要事項を記入し、法人名及び代表者名、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式2）・・・1部

② 業務実施体制調書（様式3）・・・1部

イ 提出先：下記のいずれかへ提出すること。

茨木市 市民文化部 人権・男女共生課 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市立豊川いのち・愛・ゆめセンター 〒567-0057 茨木市豊川四丁目4番28号 茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 〒567-0864 茨木市沢良宜浜三丁目12番19号 茨木市立総持寺いのち・愛・ゆめセンター 〒567-0801 茨木市総持寺二丁目5番36号
--

ウ 提出期限：令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 5 時まで

エ 提出方法：持参または郵送に限る。

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、事務局において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式 4）により令和 7 年 3 月 10 日（月）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（任意様式）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに参加申込書を提出した、いのち・愛・ゆめセンターへ提出すること。

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

事務局による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書及び説明会での説明等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、受託を希望する、いのち・愛・ゆめセンターごとに 1 件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記(2)ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

※別添企画提案書（様式 6）により、必要な内容を記載すること。

イ 年間スケジュール（任意様式）

ウ 参考見積書（様式 7）及び内訳書（任意様式）

※ 3 か年の見積書

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和 7 年 3 月 19 日（水）午後 5 時まで（厳守）

イ 提出場所：以下のいずれかへ提出すること。

茨木市 市民文化部 人権・男女共生課 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市立豊川いのち・愛・ゆめセンター 〒567-0057 茨木市豊川四丁目4番28号 茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 〒567-0864 茨木市沢良宜浜三丁目12番19号 茨木市立総持寺いのち・愛・ゆめセンター 〒567-0801 茨木市総持寺二丁目5番36号
--

ウ 提出方法：持参または郵送に限る

エ 提出部数

正本 1 部

副本 9 部（上記（2）ウの参考見積書及び内訳書を除く）

※副本については、法人名を記載しないこと。

なお、上記（2）ウの参考見積書及び内訳書は、原本 1 部のみを自社の封筒に入れ、業務名を記入した後、密封の上、提出すること。

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

10 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第 1 次審査

参加申込時に提出された業務実績調書等について、事務局が書類審査を行い、1 センターごとに上位 3 者の事業者を選定する。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

第 1 次審査の通過者に対し、企画提案（見積金額を含む。）についてのプレゼンテーションによる審査を実施し、別紙で示す審査基準に基づいて評価点を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用し、
て行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、
映写機器は、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、2 人以内とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第 1 次審査

① 結果通知

第 1 次審査の結果は、令和 7 年 3 月 11 日（火）に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。なお、第 1 次審査の通過者にのみ、審査結果と併せてプレゼンテーションの日程を通知する。

② 結果に対する問合せ

第 1 次審査を通過しなかった提案者は、令和 7 年 3 月 21 日（金）まで、審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第 2 次審査

① 結果通知

第 2 次審査の結果は、「プロポーザル審査結果通知書」（様式 8）により、令和 7 年 3 月 26 日（水）（予定）に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送にて通知する。

② 結果に対する問合せ

第 2 次審査により候補者とならなかった提案者は、令和 7 年 3 月 28 日（金）（予定）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

11 審査基準及び配点

審査基準及び配点は別紙のとおりとする。

12 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の(1)～(5)の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記11の配点（配点の総合計点及び審査基準ごとの配点）から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が270点（6割）以上の提案者の中から、最高点の者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、事業の企画内容の評価点が最高点の者を候補者とする。
- (4) 上記(3)によっても、なお最高点の者が複数ある場合は、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が1者のみの場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点（選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割以上であった場合に候補者とする。

13 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

(4) その他

今回の見積徴取等は、新年度予算の事前準備行為とし、契約締結は予算議決後の令和7年4月1日とする。

14 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

15 日程

説明会（仕様）	令和7年2月27日（木）午後2時から
質問期限	令和7年3月3日（月）午後1時まで
質問に対する回答	令和7年3月5日（水）午後3時から
参加申込期間	令和7年2月27日（木）午前9時から 令和7年3月7日（金）午後5時まで
	（厳守）
	※祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和7年3月10日（月）
第1次審査	令和7年3月11日（火）
企画提案書提出期間	令和7年3月12日（水）午前9時から 令和7年3月19日（水）午後5時まで
	（厳守）
第2次審査（プレゼン）	令和7年3月25日（火）（予定）
審査結果通知	令和7年3月26日（水）（予定）
契約締結	令和7年4月1日（火）（予定）
業務開始	令和7年4月1日（火）（予定）

16 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合も、本プロポーザルは中止しない。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 本業務に係る説明会に出席しなかった者
※ただし、説明会をホームページの掲載に代えた場合は除く。
 - イ 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - ウ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - エ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - オ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

17 担当部署

茨木市 市民文化部

人権・男女共生課

豊 川いのち・愛・ゆめセンター

総持寺いのち・愛・ゆめセンター

沢良宜いのち・愛・ゆめセンター 担当 雛迫（令和6年度事務担当者）

TEL：072-635-7667（直通）

FAX：072-637-0794

E-mail：sawaragi_ai@city.ibaraki.lg.jp